

ご遺族のための各種手続きのご案内

このたびのご親族のご逝去を謹んでお悔やみ申し上げます。ご遺族におかれましては、悲しみやご不安もあるなか、今後、様々な届出などが必要になります。少しでもお役に立てるよう主な手続きについてご案内いたします。

お持ちいただくもの（市役所での手続きに必要な主なものを掲載しています。）

手続きに来られる方のもの（詳細は、個別の手続の「お持ちいただくもの」を参照してください。）

- 1 本人確認書類
写真付きのもの1点（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）
写真付きのものがない場合は次の2点が必要
（健康保険被保険者証、介護保険証、年金手帳、通帳など）
- 2 委任状（本案内についているものをご利用ください。）
- 3 通帳、印鑑（朱肉を使うもの）

亡くなられた方のもの（詳細は、個別の手続の「お持ちいただくもの」を参照してください。）

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 マイナンバーカード | 5 年金手帳、年金証書 |
| 2 国民健康保険被保険者証 | 6 各種障害者手帳 |
| 3 後期高齢者医療被保険者証 | 7 印鑑登録証 |
| 4 介護保険被保険者証 | |

市役所での主な手続（詳細につきましては、各担当課窓口までご相談ください。）

担当課 (窓口番号)	対象者 (亡くなられた方について)	手 続	お持ちいただくもの	チェック
市民課 〈1階〉 ①	印鑑登録をしていた方	印鑑登録証の返還	・亡くなられた方の印鑑登録証	<input type="checkbox"/>
	マイナンバーカード、 住基カードを持っていた方	各カードの返還	・亡くなられた方のカード	<input type="checkbox"/>
	世帯主だった方	世帯主変更届	・手続される方の本人確認書類 (マイナンバーカード等)	<input type="checkbox"/>
保険年金課 〈1階〉 ②	国民健康保険に加入していた方	被保険者証及び 各種認定証の返還 葬祭費の申請 承継人の届出	・亡くなられた方の被保険者証 及び各種認定証 ・手続される方の本人確認書類 ・喪主が確認できるもの (会葬礼状等) ・喪主の口座番号がわかるもの ・喪主の印鑑 ・承継人の口座番号がわかるもの	<input type="checkbox"/>

担当課 (窓口番号)	対象者 (亡くなられた方について)	手 続	お持ちいただくもの	チェック
保険年金課 <1階> ②	後期高齢者医療保険に加入していた方	被保険者証及び各種認定証の返還 葬祭費の申請 承継人の届出 給付受領申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の被保険者証及び各種認定証 手続される方の本人確認書類 喪主が確認できるもの(会葬礼状等) 喪主の口座番号がわかるもの 喪主の印鑑 承継人の口座番号がわかるもの 相続人の口座番号がわかるもの 相続人の印鑑 	<input type="checkbox"/>
	医療福祉制度(マル福)の受給資格があった方	医療福祉費受給者証の返還	亡くなられた方の医療福祉費受給者証	<input type="checkbox"/>
	国民年金のみを受給していた方	未支給年金の請求 死亡届	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金証書 請求者の印鑑 請求者の口座番号がわかるもの 	<input type="checkbox"/>
	国民年金に加入していた方	死亡一時金請求 遺族基礎年金請求 寡婦年金請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金手帳 請求者の印鑑 請求者の口座番号がわかるもの ※請求内容により異なりますので、保険年金課窓口でご相談ください。	<input type="checkbox"/>
税務課 <1階> ⑥	市・県民税が課税されていた方	相続人代表者の届出	相続人代表者の印鑑	<input type="checkbox"/>
	市内に土地・家屋等の固定資産を所有していた方(共有を含む)	相続人代表者の届出 ----- 固定資産現所有者の申告	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者の印鑑 相続人の印鑑 相続関係がわかる書類(戸籍謄本等) 	<input type="checkbox"/>
	未登記家屋を所有していた方(法務局で登記されていない家屋)	家屋補充(未登記)課税台帳の所有者変更届出	※手続内容により異なるため、税務課窓口でご相談ください。	<input type="checkbox"/>
	原付バイク(～125cc)、小型特殊車両(農耕作業用等)を所有していた方 ※上記以外の車両を所有していた場合は「市役所以外での主な手続き」をご覧ください。	廃車の申告 ----- 名義変更の申告	<ul style="list-style-type: none"> 北茨城市のナンバープレート 手続をする相続人の印鑑 手続をする相続人の印鑑 新所有者の印鑑 ※相続人以外の方が新所有者となる場合は、税務課窓口でご相談ください。	<input type="checkbox"/>

担当課 (窓口番号)	対象者 (亡くなられた方について)	手 続	お持ちいただくもの	チェック
子育て支援課 〈1階〉 ⑧	児童手当を受給していた方	認定請求 未支払請求	※手続内容により異なるため、 子育て支援課窓口でご相談 ください。	<input type="checkbox"/>
	児童扶養手当を受給していた方	認定請求 受給者死亡届 (未支払手当請求)		<input type="checkbox"/>
	保育所、認定こども園児の 保護者の方	保護者変更		<input type="checkbox"/>
社会福祉課 〈1階〉 ⑨	障害者手帳を持っていた方	各種手帳の返還 死亡の届出	・亡くなられた方の身体障害者 手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳 ・窓口に来られる方の印鑑	<input type="checkbox"/>
	障害に関する給付を 受けていた方	各種サービス、 手当受給終了の相談	※手続内容により異なるため、 社会福祉課窓口でご相談く ださい。	<input type="checkbox"/>
高齢福祉課 〈1階〉 ⑩	65歳以上の方	介護保険証の返還 各種認定証の返還	・亡くなられた方の介護保険証、 各種認定証	<input type="checkbox"/>
		承継人の届出 (保険年金課で提出済 の方は届出不要)	・承継人の口座番号が わかるもの	
建設課 〈2階〉 ④	市営住宅を借りていた方 (同居していた方)	名義人死亡 退却・入居 同居者異動届	・死亡を証する書面 (同居者異動届の場合のみ)	<input type="checkbox"/>
業務課 〈2階〉 ⑥	上水道を利用していた方	使用中止届 使用者名義変更	※お電話での手続が可能です。	<input type="checkbox"/>
下水道課 〈2階〉 ⑦	公共下水道を利用していた方	使用廃止届 使用変更届	・窓口に来られる方の印鑑 ※上水道の手続を行った場合、 下水道の手続は不要です。	<input type="checkbox"/>

市役所以外での主な手続のご案内

詳しくは、各お問合せ先までご連絡ください。

対象・項目	主な手続	お問合せ先	電話番号	チェック
厚生年金に加入・受給していた方	年金の手続	日立年金事務所	0294-24-2194	<input type="checkbox"/>
共済年金に加入・受給していた方	年金の手続	各共済組合	—	<input type="checkbox"/>
運転免許証を所有していた方	運転免許証の返納	高萩警察署	0293-24-0110	<input type="checkbox"/>
軽自動車(三輪・四輪)を所有していた方	廃車又は名義変更	軽自動車検査協会 茨城事務所	050-3816-3105	<input type="checkbox"/>
普通自動車を所有していた方 125cc超の二輪を所有していた方	廃車又は名義変更	関東運輸局 茨城運輸支局	050-5540-2017	<input type="checkbox"/>
預貯金口座を持っていた方	口座凍結解除・解約	各金融機関	—	<input type="checkbox"/>
生命保険に加入していた方	死亡保険金の請求等	加入していた 保険会社・代理店	—	<input type="checkbox"/>
損害保険に加入していた方	名義変更・解約等	加入していた 保険会社・代理店	—	<input type="checkbox"/>
固定電話・携帯電話	名義変更・解約	各契約会社	—	<input type="checkbox"/>
電気・ガス	名義変更・解約	各契約会社	—	<input type="checkbox"/>
NHK受信料	名義変更・解約	NHKフリーダイヤル	0120-151515	<input type="checkbox"/>
クレジットカード	解約	各契約会社	—	<input type="checkbox"/>
不動産(土地・家屋)を相続する方	不動産相続登記	水戸地方法務局 日立支局	0294-21-2253	<input type="checkbox"/>
国税(所得税・相続税等)の手続が必要な方	確定申告・相続税の申告	日立税務署	0294-21-6346	<input type="checkbox"/>
財産を放棄する方	相続放棄	水戸家庭裁判所 日立支部	0294-21-4441	<input type="checkbox"/>

亡くなった方の戸籍を取得する際のご注意

本籍が北茨城市にある方で、北茨城市に死亡届を提出された場合、戸籍を取得できるまで約1週間かかります。取得できるのは、直系の親族、配偶者及び相続等の手続に必要な方のみです。それ以外の方が来庁される場合は、委任状が必要となります。

亡くなった方の住民票(除票)を取得する際のご注意

取得できるのは、相続等の手続に必要な方のみです。それ以外の方が来庁される場合は、委任状が必要となります。来庁される際は、本人確認書類及び請求理由と提出先が確認できる書類をお持ちください。



委任状を記入される前にお読みください

- ①各種手続を代理人が行う場合には「委任状」が必要となりますので、本委任状を作成の上、ご利用ください。
- ②必ず委任者がすべての項目について記入してください。
- ③住民票コード・個人番号入り住民票は、代理人には交付せず、委任者宛てに郵送いたします。

委任状

(宛先) 北茨城市長

令和 年 月 日 作成

委任者 (頼む方)

住 所

氏 名

印

(生年月日：大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号

私は、 の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

受任者 (頼まれて窓口に来る方)

住 所

氏 名

(生年月日：大正・昭和・平成 年 月 日)

委任事項 (委任する事項に✓を付けてください。)

- 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続に必要な戸籍 (除籍)、改製原戸籍の謄 (抄) 本の交付申請及び受領に関する権限 通
- マイナンバー記載の住民票の写し等の交付請求 通
- 住民票 (除票) の写し等の交付請求及び受領の権限 通
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領の権限 通
- 住所異動届の届出に関する権限
- その他 (上記以外の事項を委任する場合は、下記へ記入してください。)